

川崎市税告示第1号

川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第23条の5第1項の規定に基づき、川崎市市税条例の規定による寄附金の指定について（平成21年川崎市告示第91号）の一部を改正し、令和7年12月26日以後に支出する分から適用しますので、同条例第23条の6第2項の規定により告示します。

令和8年1月30日

川崎市長 福田 紀彦

表中に次のように加える。

NPO法人 チャレンジドサポート プロジェクト (川崎高津区下作延3 丁目21番地26 ドルフ 梶ヶ谷105号室)	左に掲げる者の主たる目的で ある業務に関連する寄附金	令和7年12月26日から 令和12年12月25日まで
--	-------------------------------	-------------------------------